

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和7年1月15日

香川県立ミュージアム館長 古沢 保典

1 入札に付する事項

（1）業務名

香川県立ミュージアム案内サイン整備業務

（2）業務の内容

仕様書による

（3）業務の実施場所

仕様書による

（4）期間期限

契約日から令和7年3月31日まで

（5）入札方法

①かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和7年2月12日午後3時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：kmuseum@pref.kagawa.lg.jp

- 4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。))
令和7年1月15日から令和7年1月24日まで(令和7年1月18日、19日を除く)
午前9時～午後5時(ただし令和7年1月24日は午後3時まで)
〒760-0030 香川県高松市玉藻町5番5号
香川県立ミュージアム M2階 総務課
電話番号 087-822-0246
FAX番号 087-822-0043
メール kmuseum@pref.kagawa.lg.jp
入札説明書等の交付を希望する者は、「香川県立ミュージアム案内サイン整備業務」に係る入札説明書等交付申請書を提出すること。
入札説明書等はメールでの交付も可とする。(ただし、かがわ電子入札システムに係る電子証明書を取得している者に限る。)なお、郵送による交付はできない。
- 5 契約の内容に関する質問の受付
契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年1月24日午後3時まで(令和7年1月18日、19日を除く)に、4に示した場所に対し文書で行うこと。(文書はFAXによる送付も可とする。ただし、FAXを送る際には、先に連絡を入れること。)
回答は、令和7年1月29日午後3時までの間に、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員に対してFAX又はメールで行う。
- 6 郵便等による入札
不可とする。
- 7 入札及び開札を行う日時並びに場所
(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時
令和7年2月12日 午後3時
(2) 開札の日時
令和7年2月13日 午前10時
(3) 開札の場所
香川県立ミュージアム M2階 総務課
- 8 入札保証金及び契約保証金
規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和7年1月31日午後3時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。
- 9 入札者の参加資格
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。た

だし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

②民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。

(6) 入札公告に係る入札説明書等の交付を受けた者であること。

(7) 過去3年以内に、公立博物館及び美術館が主催の展覧会事業において、サイン(看板、タイトルバック、バナー、説明パネル、フォトスポット等を含む)の総合的な仮設造作物設置業務の実績があること。

10 入札者に要求される事項

(1) 入札に参加を希望する者は、9の(1)、(4)、(5)の要件を満たすことを証明する書類を令和7年1月31日午後3時までに、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和7年2月5日午後3時までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。

14 落札の無効

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日(休日の日数は、算入しない。)以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。